

第2期岐阜県障がい者総合支援プランの概要（案）

1 計画の概要

障がい者総合支援プランは、障害者基本法第11条第2項に基づき策定を要する「県障害者計画」と、障害者総合支援法第89条及び児童福祉法第33条の22に基づき策定を要する「県障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を総合的に推進するため一体的に策定するもの。

第2期障がい者総合支援プランでは、障がい者の自立支援と社会参加に必要な施策と、障害福祉サービス等の見込量並びにその確保に向けた方策等を定める。

2 計画期間

平成30～32年度（3年間）

3 主な記載事項

(1) 障害者計画

・基本目標

障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」

・施策体系

I 安心して暮らせる社会環境づくり II 社会参加を進める支援の充実
III 日常生活を支える福祉の充実 IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

・数値目標

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画

・障害福祉サービス等の見込量及び見込量確保に向けた方策

・数値目標

4 施策の方向性

(1) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例を踏まえた施策の推進
障がい者に対する県民の理解啓発、障がいの理解促進に向けた教育の充実、幼
い頃からの障がいのある人とない人の交流の促進等の共生社会実現施策の推進

(2) 就労、スポーツ・芸術等の社会参加推進施策の充実

障がい者法定雇用率改正を踏まえた一般就労の拡大の推進、2020年東京パ
ラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動の支援の強化

(3) 児童福祉法の改正（新たに障害児福祉計画を策定）に伴う対応

障がい児を対象とした障害福祉サービス等の見込量や提供体制の整備を迫記

第2期岐阜県障がい者総合支援プランの施策

基本目標 障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます

